

JP2019-0001MOOMIN.JP

報告者 渡 邊 敏

申立人の属性

- 昭和44年に、フジテレビ系列にて「MOOMIN／ムーミン」のカラー放送が行われ、その後も長きにわたり数多くの漫画・コミックなどが出版されるなどして「MOOMIN／ムーミン」は幅広い世代に浸透し、これに登場するキャラクターを使用した文房具類、枕などの商品化権事業に係る商品が多数販売されてきた。申立人は、現在でも公式オンラインショップにおいて、申立人登録商標を含む「MOOMIN」関連商標を使用して、枕や布団などを含む数多くの商品を販売するとともに、「MOOMIN／ムーミン」の専門店を日本各地に展開している。
- 現在においても、「MOOMIN」関連商標に係る商品について、需要があり「MOOMIN／ムーミン」のテレビアニメーションが放送され、関連した商品が販売されていた。（本件ドメイン名が登録された）平成14年6月13日の時点において、申立人登録商標を含む「MOOMIN」関連商標が著名であって、その著名性の程度が極めて高いものであったため、現在においても大きな需要が見込めることを示すものである。
- 申立人登録商標、登録第4616787号商標「MOOMIN\ムーミン」

登録者の属性（２）

- また、登録者の従業員の業務用メールアドレスも、全面的に当該ドメインに統一することとしたが、日付けについては不明である。
- その後、登録者は、遅くとも平成22年10月にはツイッターを、遅くとも平成23年6月にはFacebookのページを、それぞれ「夢眠工房」の名称で開設し、店舗および取扱商品・サービスに関するさらなる情報発信を開始した。
- 登録者は、「夢眠工房」の商標のもと、オーダー寝具を販売したが、その日付けは曜日から平成22年9月17日金曜日と推定した。ここでは、「夢眠工房」の名称で阪急百貨店大井町店に出店し販路拡大を行う。平成23年の広告で「夢眠工房」の名称で、お布団のキャンペーンをしている。同様に平成22年の「夢眠工房」の広告も存在する。
- その間、平成13年12月12日にはテレビ東京の情報バラエティ番組「アドマチック天国」にて、そのころには珍しいオーダー寝具の店舗として「夢眠工房」が紹介された。

認定（第1、2要件）

- 第1要件
- 登録者のドメイン名である「moomin.jp」が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示（「MOOMIN\ムーミン」）と同一または混同を引き起こすほど類似している。
- 第2要件
- 登録者が、「夢眠工房」の名称で平成13年よりオーダー寝具を販売しており、関連のチラシ広告、或いはツイッター、Facebookを発信していることが認められ、「moomin.jp」のドメイン名は、「夢眠工房」として使用されて、「夢眠工房」はムミンコウボウの称呼が生ずるが、その略称として、ムーミンを称呼が生じると認定できる。
- （商業上の利得を得る意図）Facebookの「moomin.jp」の記載は、簡単にウェブサイトに遷移することを目的としており、「moomin.jp」サイトを立ちあげると、「夢眠工房」のサイトが表示される。ツイッターでは、「MOOMIN.JP-夢眠工房」として、使用され、「MOOMIN」が即「ムーミン」を連想されるように表示はされていない。

認定（第3要件1）

- 第3要件
- 紛争処理方針4条b(iv)によれば、登録者が、商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくはその他のオンラインロケーション、またはそれらに登場する商品およびサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘引するために、当該ドメイン名を使用しているときには、当該ドメイン名の登録または使用は、不正の目的に基づくものと認めなければならないとされている。

認定（第3要件3）

（登録者の金銭取得の意図）→認定

- 登録者お渡7案用3でちはい対日しお06切
登録に譲月提費、大打
登録簡な6をたし最を
- 立、をけ。び万万た。
申て価付たよ05つ
はい対日しお06切
登録者お渡7案用3でち
- 付金登録とりた額
け3録渡とと。を
「0者対しもし提
ご0に価て回か示
連0対と、収しさ
絡万しし現す、れ
」円、て在る登た
とと平金ま必録た
題い成5で要者め、
すつ30のもか、
る高0万か考ら交
書額年円け慮は涉
- 成のに、解かば情
平名れて期にら事
、シこっ早更なの
てイ。も、変額者
しめたをはらの録
対トし書者か度登
に件示知録れ程と
人本提通登こ円円
立、をけ。び万万た。
申て価付たよ05つ
はい対日しお06切
登録者お渡7案用3でち
- 後該得該
の当を当
のドるド
3メたメ
0イめイ
0ンに
万名、名
円に当を
と直該登
の接ド録
の差かメま
額かイた
はっンは
歴た名取
然金を得
と額販し
- 300万円の超人的
0立）を
の、金こ
者がるるる。
録者きすき
登録で転で
登録、め移
らり認は
が、おが又
なてと売
ししこ販
か売の
し販い
をてイ
- 具しメ
寝信ド
一発件
ダを本
一オが
よりFacebook
年、た
3一主い。
1タの
成ッ得
平イ取
でツの
称はン認
名いイは
の或メ
「の、ド
房告件と
工広本
眠ン、あ
「チの
ものる
者連れ
録関ら
登録、め
らり認
が、おが
なてと
ししこ
か売の
し販い
をてイ

認定（結論）

- 登録者によって登録されたドメイン名「moomin.jp」が申立人の商標と混同を引き起こすほど類似しているが、登録者がドメイン名について権利又は正当な利益を有していないとは認定できず、登録者のドメイン名が不正の目的で登録され且つ使用されているものとは認定できないと裁定する。

以上